

平成 24 年 宮城県議会（予算特別委員会）12 月 14 日

[質問内容・大綱 1 点]

1 平成 25 年度予算編成と重点事業について

- ・ 地方財政計画の遅れによる平成 25 年度予算編成
- ・ 震災復興特別交付税に対する県の考えと概算要求
- ・ 補助事業の募集・開始時期
- ・ 津波避難対策
- ・ 津波避難に対する県警本部長の考え
- ・ 避難防災道路の早期整備
- ・ 津波浸水被災市町の住宅再建支援に対する配分方法
- ・ 住宅再建支援における被災各市町との連携強化や情報共有
- ・ 住宅二重ローン対策における補助対象要件の緩和
- ・ 県受託分災害公営住宅の発注方法
- ・ UR 部分に対する県としての発注方法
- ・ 名取スポーツパークがこれまで果たしてきた役割
- ・ 名取スポーツパーク再建への県の協力

[前段]

第 46 回衆議院選挙の投票日をあさって日曜日に迎えます。政権交代から 3 年 3 か月、この時間が与えたものは、高らかに政策を語りながらも実現させることができなかつた期待への喪失感、むなしさです。しかし、その喪失感の大きさが、この国の厳しい未来を私たちに強く再認識させたとも考えます。何でも反対、あれもできます、これもできますという耳あたりの良い政策では、有権者の思いから乖離しています。この感覚を政治はしっかりとつかんでいかなければなりません。今回の選挙で、私たちはこの国を担い、これからを指し示す指針と政策を実現させる胆力を求めています。まずは、県民お一人お一人が大切な一票を責任持って投じていただき、同じような過ちが繰り返すことのない懸命な判断が下されることを強く願います。

この度の選挙戦、宮城県民として危惧するところがあります。選挙後に誕生する新たな政権においても、震災復興は最重要課題となるはずですが、どの政党にとっても、どの候補者にとっても重要なことが当たり前であることから、選挙後の論点から埋没していることです。新たに誕生する政権に対して、震災復興における被災地からのメッセージをこれから組む平成 25 年度予算の中にしっかりと示していかなければなりません。大震災から 1 年 9 カ月が過ぎ、私たちは地域に根ざす者だからこそ知る被災地、被災者としての現状と、次の世代へ託すことを見据えた未来、2 つに対する思いのはざまの中で、特に厳しい決断を求められる議論も行ってまいりました。これより行われる付議議案のない予算の議論においても、世代や地域に偏らない大局的な視点を心がけ、これまでの議論の姿勢を貫いていきたいと考えます。

震災復興の更なる推進と富県宮城の実現へ、これから宮城の指針と政策を実現させる胆力、その意思の表われを自らの質疑に込めることを旨とし、以降、大綱 1 点についてお伺いしてまいります。

【大綱 1 平成 25 年度予算編成と重点事業について】

質問 1 地方財政計画の遅れによる平成 25 年度予算編成

国の予算編成の年越しが確実視され、地方財政計画の概要も示されておきませんが、本県における平成 25 年度予算編成に当たり、どのような影響があるのかお聞かせください。

答弁 1 (上仮屋尚総務部長)

通常、年内に決定されます翌年度の国の当初予算案及び地方財政計画などに遅れが生じますと公共事業などの国庫補助事業や地方交付税の大枠も見通しが立たないということになります。そのため震災分、通常分も双方にわたって来年度の当初予算編成に影響が及ぶ可能性があります。特に震災分の予算につきましては、大宗を占める震災復興特別交付税、復興交付金、あるいは公共事業の復興枠など、復旧・復興に不可欠な財政措置が不透明な中で予算編成を行わなければならないということになりますので、復旧・復興の進捗に支障が出るということを懸念しているところでございます。

国におきましては、総選挙の実施後速やかに、来年の当初予算編成、地方財政計画の策定を行っていただくように期待しておりますし、強く求めていきたいと考えております。

質問 2 震災復興特別交付税に対する県の考えと概算要求

震災復興特別交付税は、本県においては復旧・復興を進めていく上ではなくてはならない交付税措置であります。各部においても震災復興特別交付税を見込んだ多くの重点事業が行われると思っておりますが、平成 25 年度予算編成における考え方とどれくらい予算概算要求しているのか、お聞かせください。

答弁 2 (上仮屋尚総務部長)

震災復興特別交付税は、公共土木施設災害復旧費、あるいはグループ補助金などの直轄補助事業に係る地方負担額、あるいは道路、河川などの単独災害復旧事業費、地方税などの減収額などに対して交付されるものでございます。県におきましては、実質的な負担がない各種の復旧・復興の命綱であるというふうに、認識を持っているところでございます。来年度予算における計上額につきましては、現在、それぞれ各事業の要求内容を精査している段階であり、明確には出ていないところでございますけれども、今後、来年度の国庫補助制度の内容などを踏まえて必要となる震災復興特別交付税の額を的確に見積もり、来年度当初予算に計上していきたいと考えております。

質問3 補助事業の募集・開始時期

水産業協同利用施設復旧支援事業（加工場、冷凍冷蔵施設など被災した共同施設の早期復旧）をすることは、水産物の安定供給をするとともに、被災地、被災者の産業雇用の場を再建させる非常に重要な事業でございます。この事業の補助率は、本県においては3分の2が国、残りの3分の1の2分の1が県単補助金であります。つまり、6分の5は国、県の補助であります。その財源は、先ほどの震災復興特別交付税が充てられております。国に対する予算概算要求は当然なされていると思いますが、この補助事業における来年度予算の考え方と募集開始時期、交付決定時期はいつ頃になるのか、お聞かせください。

答弁3 （山田義輝農林水産部長）

水産共同利用施設復旧支援事業はお話のとおり、被災した漁協や水産加工協同組合等が所有いたします水産共同利用施設の復旧に必要な機器等の整備費を支援する事業でございます。東日本大震災で甚大な被害を受けました沿岸地域の復旧・復興のためには継続的な支援が必要であると認識をいたしております。従いまして、来年度につきましても、関係団体等との連携を図りながら、国に対して必要な支援の継続を要請してまいりますほか、県の支援につきましても、財源確保の状況を見据えながら適切に取り組んでいきたいと考えております。

募集開始と交付決定の時期でございますが、現段階では、国の補助事業関係の具体的なところがまだ明確でございません。この事業については対象団体が限られるため、公募方式ではなく、関係団体への照会、聞き取り等の調査により随時実施していくということで考えております。交付決定につきましても、国から示されるスケジュールに沿って（今年度は5月と9月）事業要望を確認して、その後の国によるヒアリングを経て約2、3カ月後におこなっているという状況でございます。来年度につきましても、新たに示されるスケジュールに沿って進めていくことになると考えております。

質問 4 津波避難対策

12月7日の三陸沖を震源とする地震の指定避難所開設状況の報告を見ますと、県内で17,953人が指定避難所に避難し、また、高台等に避難した車やガソリンスタンドの順番待ちであふれた車により幹線道路各地で大渋滞が発生しました。大震災という経験をし、まだ時を経てない状況下にあっても招くこの現実を率直に受け止め、すぐにでも形にしていかなければなりません。

県地域防災計画の震災対策編の全体の再整理と、特に第5章の津波対策、避難広報活動と避難活動について、沿岸市町村の協議の上、県の役割分担を強化し早急な見直しも必要であると考えます。これは、来年度の重点事業であると考えますが、どのような位置づけで対策を講じるのか、お聞かせください。また、避難誘導という視点から、どんな対策を講じる必要があるのか、警察本部長の見解もお聞かせください。

答弁 4 (上仮屋尚総務部長)

大震災の教訓や、国の防災基本計画の見直しを踏まえまして、現在、地域防災計画の見直しの検討を進めているところでございます。特に、津波対策の重要性が明らかになりましたので、第5章の津波対策の内容を大幅に拡充いたしまして、新たに津波対策編として独立をさせるという方向で検討しております。更に、その中における避難の対策は大変重要であると認識しまして、情報伝達体制の整備、避難場所の確保など対策の拡充を図る方向で検討しているところでございます。

なお、この地域防災計画自体の改正は来年の2月ごろを予定していますが、既に今年の3月におきましては、震災で明らかになった課題を踏まえて、津波避難のための施設整備指針というのを策定しまして、市町村に対して強力に指導助言を行っているところでございます。

更に、来年度は国が津波避難対策推進マニュアル検討報告書というのをまとめる方向で現在検討を進めておりますので、それをしっかりと参照いたしまして、市町村への指導の基本となっております宮城県津波対策ガイドライン、これもしっかりと改訂をし、沿岸市町と連携をして、震災の経験を踏まえた実効性の高い津波対策を着実に講じていきたいと考えております。

答弁 4 (森田幸典警察本部長)

県警といたしましては、12月7日の地震に際して、津波避難誘導マニュアルに基づき、沿岸部において住民の避難誘導や交通整理を実施したところではありますが、今回の実態を踏まえ、訓練を反復実施するなどして、より迅速かつ効率的な避難誘導活動に努めていきたいと思っております。また、県や沿岸市町による避難対策の検討に対して、積極的に参画していきたいと考えております。

質問 5 津波避難に対する県警本部長の考え

この避難計画は、細かいところ含めて沿岸市町で策定するところではありますが、今ただですら復旧・復興で人が割かれている状況ですので、沿岸市町に対する人的支援が必要であります。計画に携わる県として強化していただきたいと思っております。

また、警察本部長からは先程答弁がございましたけれども、結局、今回のように避難道路は渋滞等があったと思っております。道路管理者とすれば道路の限界や誘導する際の警察の限界を感じているはずだと思います。インフラ整備を含めて厳しい状況だと思いますが、その辺を踏まえて、行政のはざままで道路管理者である県、市、そこを避難誘導活動するのが警察という話になってきますので、その部分を含めて警察本部長の見解をお伺いします。

答弁 5 (森田幸典警察本部長)

津波に際しての避難につきましては、現在の基本的な考え方としては、徒歩が原則である。ただ御老人の方々等については別途考える必要があるというような方針でなっているというふうに承知しております。警察といたしましては、そのような基本方針のもとに、津波避難誘導マニュアルというものを本年7月につくりまして、最善の避難誘導に努めているところでありますけれども、やはり道路のキャパシティ等の問題もあるのは事実でございます。従いまして、先ほど答弁申しあげましたとおり、県や沿岸市町による避難対策に際して、警察本部といたしましても、避難誘導活動を行っていく立場、あるいは道路の実態を今回の地震においてもよく把握した立場から、県や沿岸市町による避難対策に対して、警察本部として積極的にご意見申し上げるとともに、警察本部、警察としてもできることについてはより強化して、例えば広報や事前の現場広報なども県や沿岸市町と連携してやっていくことも考えていかなければならないと考えております。

質問 6 避難防災道路の早期整備

今年度の沿岸部から山手側へ結ぶ避難防災道路の予算措置はあったのか、お聞かせ願います。また、本県としては十分な幅員を確保する道路構造を示す条例改正も、先の定例会で行っているところでございますが、命を守る防災避難道路の整備を急がなければなりません。平成 25 年度における具体的な取り組みと問題点があればお聞かせください。

答弁 6 (橋本潔土木部長)

津波避難道路につきましては沿岸市町において作成中の地域防災計画に位置づけられることになってございます。避難機能を有する道路の早期整備につきましては、これまで復興

庁と調整を進めてまいりました。おかげさまで、既に復興交付金の配分が認められた箇所がございます。県道では岩沼海浜緑地線など5路線7か所、合計で49億円ほどの配分がなされておりまして、現在、早期工事着手に向けて設計を進めてございます。避難道路の構造につきましては議会で認めていただきまして、自動車でしか避難できない高齢者などの災害時要援護者、あるいは徒歩避難が可能な距離に適切な避難場所がない非難困難地域の方々が円滑に避難をできるように、今回条例化したものでございます。来年度につきましては、今申し上げました県道5路線7か所について、25年度の事業費としまして27億円が配分されておりまして、27年度の完成に向けて用地取得を進め、本格的な工事に着手していきたいと。

なお、沿岸市町の復興計画で位置づけられている路線のうち、現時点までまだ復興交付金の配分が認められていない箇所と申請に至っていない箇所がございますので、引き続き復興庁と調整を図りながら、市町とともに、必要な事業費の確保に努めていきたいと思っております。また、避難道路を有効に機能させるためには、適切な避難経路の選定、避難誘導サインの整備、ボトルネックとなる箇所の解消、災害時要援護者を優先的に避難させるルールづくりなど、ハード、ソフト両面の施策が必要であるということで、被災市町、公安委員会とも連携を密にしながら、スピード感を持ってしっかりと対応していきたいと思っております。

質問7 津波浸水被災市町の住宅再建支援に対する配分方法

昨年12月、県復興住宅計画を策定し、平成32年までの10年間、72,000戸の住宅整備を推進していくこととしています。その内、自ら住宅を確保することが困難な被災者に対する災害公営住宅については、平成27年度までに15,000戸を整備するとしております。自力で住宅を再建する被災者に対する負担軽減策は、実質利子補給、移転費用程度となっていることや、各市町村の住宅再建に係る独自支援の格差もあるため、自力で住宅再建をあきらめる方が多く見受けられ、今後、被災公営住宅への希望が増えていくことが考えられます。1人でも多くの被災者が自力で再建できるように、先の定例会でも、住宅再建支援に対する県独自の利子補給の積み増しの重要性が議論されてきたところでございます。平成25年度において、復興基金積み増しへの特別交付税措置がされた場合、津波浸水被災市町に対する配分方法は、住宅再建に重点を置いた傾斜配分のあり方は大変重要であると考えます。県分も含め、市町村に対する配分方法をどのように行うのか、お聞かせください。

答弁7（上俣谷尚総務部長）

各市町の独自の住宅再建支援策に対する財源措置につきましては、これまでの国に対する粘り強い要望が実りまして、去る 11 月 30 日に閣議決定された日本再生加速プログラムにおきまして、津波被災地域における住民の定着促進を通じた地域の復興の推進という内容が事項で盛り込まれまして、震災復興特別交付税の増額によって対応する旨が明記されていたところでございます。ただし、この実現には、今後国において、震災復興特別交付税についての予算措置、あるいは地方交付税法の改正が必要になります。また、現時点では、国における復興特別交付税の増額あるいはその算定基準が示されていないところでございます。このため、現時点におきましては、各市町への配分方法について、県において具体的な検討を行うことは困難であります。これまでの要望の経緯、あるいは国における財源措置の趣旨などを勘案しまして、議員御指摘のとおり、津波による家屋の被災状況に着目した配分基準での算定を基本になるというふうに現在のところは認識をしているところでございます。いずれにしましても、市町の考えをよく聞いて、しっかりと検討していきたいと思っております。

質問 8 住宅再建支援における被災各市町との連携強化や情報共有

被災各市町との連携強化や情報共有する必要がなおさら今回の積み増し分も含めてあると考えます。住宅再建支援について、特に津波浸水被災市町との協議の場を設ける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 8 (伊藤和彦震災復興・企画部長)

住宅再建の関係については、まちづくりを含めて、この 10 月に、震災復興本部の中にまちづくり住宅整備推進本部というのをつくりました。それを受けて、知事が 11 月からになりますけれども、沿岸市町の首長さんと直接意見交換をしております。一方で、同じ 10 月に、県と沿岸 15 市町の震災復興計画の所管している部課長会議というものも発足いたしまして、そこで、前回は、とりわけ住宅やまちづくりについて議論しております。いずれこのような手法なりを使って、今後住宅再建支援についてあるいはまちづくりについて、市町としっかり連絡調整をして、まちづくり住宅整備が円滑に進むように努力していきたいと考えております。

質問 9 住宅二重ローン対策における補助対象要件の緩和

住宅の自力再建を支援する取り組みとして、県独自の住宅二重ローン対策が総額 40 億、5 年間では全体で 8,000 件を見込み、上限額 50 万円の補助事業が行われております。これからの住宅整備を推進していく上では、対象件数の想定があまりにも低く、県民ニーズとのギャップが感じられます。現在 500 万円である既存住宅ローンの金額の引き下げや、車や学資ローン等も対象に入れるなど、補助対象要件の緩和を図ることが必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

答弁 9 (橋本潔土木部長)

二重ローンは、11 月末現在で、交付決定件数 371 件でございます。これからかなと思っております。8,000 件につきましては、住宅金融支援機構や民間銀行における震災時点での住宅ローンの融資件数などをもとに推計して出したものでございます。また、今回 50 万を限度として補助するというところでございますが、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資におきまして、新築住宅に係る当初 5 年間のゼロ金利が実現してございます。県の二重ローン対策、このことを踏まえまして、既存住宅ローンについても 5 年間の金利相当額を支援するという趣旨で、借入金残高 500 万円以上の場合に 50 万円を限度として補助するということにしたものでございます。

住宅再建に係る既存住宅ローンの負担軽減を目的としておりますことから、車や学資ローン等を補助対象とすることは、なかなか難しいのではないかと考えてございます。

質問 10 県受託分災害公営住宅の発注方法

11 月 30 日現在、16 市町 48 地区 3,141 戸が事業着手されております。また、災害公営住宅整備計画は、非常にわかりやすく、事業主体別整備手法や整備スケジュールが公表されております。市町から受託した分も含め、災害公営住宅は、約 15,000 戸の整備が予定されております。今後の災害公営の発注のあり方としては、地元業者による施工を優先し、地域経済への波及効果を十分にねらった施策展開は大変重要であります。県受託分災害公営住宅の発注方法をどのようにお考えか、設計、造成工事、建築業務とそれぞれにお聞かせください。

答弁 10 (橋本潔土木部長)

県受託分の災害公営住宅の発注に当たりましては、地域経済への十分な波及効果が得られるように、最大限地元業者の方々に受注したいと、このように考えてございます。設計及び建築工事につきましては、地元の設計事業所及び建築業者を対象に発注することを基本として、条件つき一般競争入札を原則としてございます。また市町の以降を十分尊重しまして、まちづくり計画との整合に配慮しまして、プロポーザルによる方式もやっていき

いと考えてございます。

なお、敷地の設計及び造成工事につきましては、建築工事に先行して市町が独自に実施しておりまして、市町の意向に基づき発注が行われている、このような状況でございます。

質問 11 UR部分に対する県としての発注方法

また、15,000戸の整備のうち県受託分5,000戸は、被災市町ができない部分。そして、仙台市5,000戸、UR5,000戸、これが大体の発注者側としての内訳であると思っております。UR発注に対しては県としてどのような発注方法に向けて、今答弁があったような姿勢も含めて、URとの協議というか、その辺の発注方法どのようになっているのか、お聞かせ願えればと思います。

答弁 11 (橋本潔土木部長)

災害公営住宅につきましては、いろいろガイドラインを作っています、そういった中で調整をしながら市町あるいはURさんともいろいろ協議を進めながらやっていくということでありまして、URさんは市町から委託受けていきますので、それなりの考え方でやろうかと思いますが、スタンスは地元ということで調整を図りながら進めていきたいと思っております。

質問 12 名取スポーツパークがこれまで果たしてきた役割

名取スポーツパーク施設の封鎖については、県にも電力側より説明した旨を聞き及んでいくところです。同施設は東北電力グループ社員の福利厚生施設ではありましたが、特に県南地域において数少ない総合的なスポーツ施設として多くの県民が利用し、高校野球の県内予選会場などにも使用されておりました。施設封鎖の説明を受けた側として、同施設がこれまで果たしてきた役割について県としてどのように考えているのか、お聞かせください。

答弁 12 (高橋仁教育長)

名取スポーツパークにつきましては、東北電力が所有する施設であります、同施設は多種目にわたるスポーツ施設で構成されておりまして、電力関係者のみならず、高校、大学、社会人野球等の各種スポーツ大会や、コンサート等のイベントを始め、憩いの場としても県民に広く活用されてきたというふうに承知しております。

質問 13 名取スポーツパーク再建への県の協力

宮城県の社会教育施設復旧は今年度で終了しておりますが、被災市町のスポーツ施設、特に沿岸地域の方はなかなか進んでない状況で、この施設の重要性は非常に高いと思っております。東北電力側からは、現在今後の処分方針は検討中との見解が示されております。全施設の復旧への費用と復旧後の運営管理の負担は、現在厳しい経営環境にある東北電力には事実上困難な状況でございます。しかし、多くのスポーツ団体などからは施設再開の声も上がっているのも現状でありまして、これは一企業の社員のための福利厚生施設だけにはとどまらなかった、この施設がもつ公共性の高さが裏づけられておると考えます。名取市とも連携し、県としても同施設の再開に向けた検討を今後視野に入れてみるべきであると考えますが、この件につきましての御見解をお聞かせください。

答弁 13 (高橋仁教育長)

このナスパにつきましては存続を求める要望が県教育委員会にも出されてきたところでありまして、このたびの施設の閉鎖については、大変残念に思っているところでございます。県としてこのナスパの再建に直接かかわるといことは、財政上困難なところでありまして、どのような可能性があるか、これについて名取市とも協議しながら研究していきたいと考えております。

(佐々木幸士議員)

最後に、今度の 25 年度予算において、1 つの住宅再建が、1 つの雇用が、ふるさと宮城への思いにつながる、そんな側面を忘れないで、1 人でも多くの県民の皆様に安心と希望を届けるような平成 25 年度の予算であることを期待し、私の質疑を終えさせていただきます。